

# “倭の五王”の“倭”について

奥 田 尚

## A Tentative Interpretation of “Wa”

(the eastern barbarous country of China in the 5th century A. D.), which five rulers (Wa-no-goō) ruled

Hisashi OKUDA

### (一)

「倭の五王」とはいうまでもなく、5世紀に中国の南朝宋に遣使した「倭」の5人の王のことであり、その事実は一切日本の史料には認められず、中国史書にのみ記されているものである。「倭の五王」すなわち讚・珍・済・興・武は、中国史書によってその続柄を知りうることは、南朝宋に要求しあるいは除授された称号を知りうることは、日本側史料の不確実な時期を補完する年号表記をともなった中国史料であることなどによって、日本古代史上最大の論点のひとつとなっているのである。したがって「倭の五王」に関する研究業績は膨大で、その淵源は室町期にまでさかのぼるといわれるが、何といたっても本格的な研究は江戸時代元禄期の松下見林の『異称日本伝』以降であり、それに明治以降の数多くの研究が加えられているといえよう。これらの諸研究については、すでに昭和47(1972)年までのものを網羅して笠井倭人氏が『研究史・倭の五王』を著しておられ<sup>1)</sup>、また昭和53(1978)年までの新研究を含めて研究略史を鈴木靖民氏もまとめておられる<sup>2)</sup>。

両氏の研究史を通読すれば明らかなごとく、「倭の五王」研究の焦点は

- ① 「倭の五王」を日本のどの天皇に比定するか、
- ② 「倭の五王」の称号をどのように東アジア世界に位置づけるか、

の2点にあるといえる。しかも②の論点は近年にいたってようやく行なわれ始めたもので、坂元義種氏の一連の業績が現在の最高の到達点であるとされている。すなわち笠井氏によれば『「倭の五王」の研究は坂元の業績によって、一躍新しい夜明けを迎えようとしている<sup>3)</sup>』と評価されているのである。

坂元氏は一連の業績を『古代東アジアの日本と朝鮮』としてまとめられ<sup>4)</sup>、その後もやや一般

向けに『倭の五王・空白の五世紀』を出版され<sup>5)</sup>、さらに新論文をも発表しておられる<sup>6)</sup>。坂元氏の研究方法の特色は「倭の五王の研究とは、まずなによりも中国史書のなかの倭の五王を明らかにすることが肝要<sup>7)</sup>」と自から記しておられる点に求めることができる。しかし坂元氏の方法は中国史書そのものの分析というよりも、中国史書にみえる「倭」以外の蛮夷の国々との比較検討という点にその特色がある。したがって「中国史書のなかの」という場合に含まれる中国史書そのものの分析については、「倭の五王」に関するかぎり先行業績は極めて乏しく、この点では高い評価を受けている坂元氏の諸業績も必ずしも信頼を置きたいとせざるをえない。

また埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘の発見により、「獲加多支鹵大王」=雄略天皇=倭王武の等式が一般の承認をえたかにみえる。さらに最近では川口勝康氏は「『記紀』との不一致を示す倭の五王の史料を基礎にして、『記紀』の系譜自体を再検討すべきなのである<sup>8)</sup>」と大胆に提言されているが、こうした動向は中国史書そのものの分析が不充分である以上は、慎重な留意が必要とされるであろう。上述の諸点に鑑みて、拙稿では「倭の五王」関係の中国史書のうちでも最も基本となる『宋書』と『南齊書』の「倭」の記述そのものについての分析を試みたい。なお特に注記しないかぎり史料の字句は「百衲本」により、印刷の便宜のためにできる限り現行字体に改めて使用することにしたい。

(二)

「倭」に関する記載をもつ中国史書のうちのいくつかを、対象王朝名・成立年次・編者などとともに表示しておこう。

中国史書名	対象王朝	成立年次	編者
後漢書・東夷伝倭条	後漢 (25~220)	不明	范曄 (398~445)
三国志・魏書(魏志)・東夷伝倭人条	魏 (220~265)	不明	陳寿 (232~297)
晋書・東夷伝倭人条	晋 (265~419)	648年頃	房玄齡 (578~648)
宋書・夷蛮伝倭国条	宋 (420~478)	488年	沈約 (441~513)
南齊書・東南夷伝倭国条	齊 (479~502)	不明	蕭子顯 (489~537)
梁書・東夷伝・倭条	梁 (502~557)	629年	姚思廉 (? ~637)

上表のうちで「倭の五王」の記載をもつものは、『宋書』夷蛮伝倭国条（以下『宋書』倭伝と略記。他史書・他国についても同様とする）・『南齊書』倭伝・『梁書』倭伝である。一般的にみて、各史書の対象王朝年次と成立年次の差が少ないほど史料としての信頼性は高いから、『宋書』>『南齊書』>『梁書』という関係にあるといえよう。『梁書』は『宋書』と異なる五王の続柄を示すなど問題点が多いが、一応拙稿での主要対象から除外しておきたい。

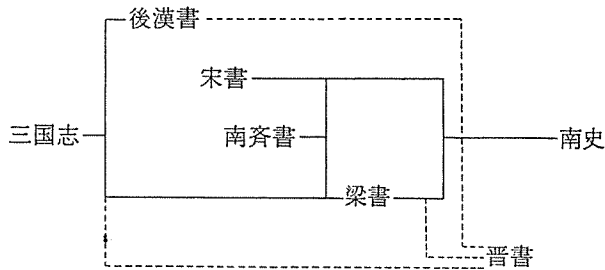
次に中国史書は一般的にいて、各史書の成立以前に存在する史書を参照して記述すること

“倭の五王”の“倭”について

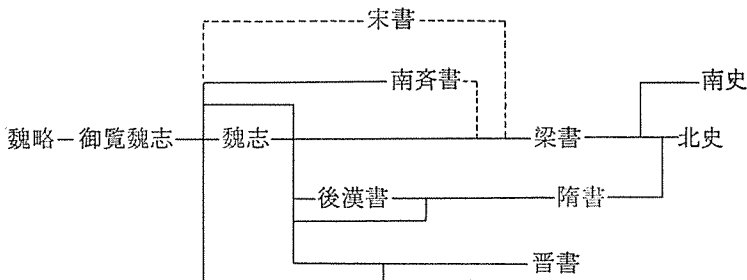
が多いから、まずこの関係をみておこう。各史書の依拠関係については、和田清・石原道博説、坂元義種説、三木太郎説などがある。

和田・石原氏は、『三国志』と『後漢書』/『宋書』と『南齊書』/『晋書』『梁書』と『隋書』/『南史』と『北史』の4グループがあるとされ、つづめると『三国史』/『宋書』/『隋書』グループとなり、『隋書』は『宋書』・『南齊書』をうけつぎこれに新史料を加えたものとされる<sup>9)</sup>。

坂元氏は試案と断わられながら、下図の系統図を示された<sup>10)</sup>。



三木氏は、現行『魏志』よりも『太平御覧』所引「魏志」（三木氏の表記により『御覧魏志』の表記を使用する）が古い時期の成立とする研究を主としておられるが、次のような系統図を示された<sup>11)</sup>。



拙稿が主要対象とする『宋書』と『南齊書』に限って各説の相違をみておこう。第一点は、三木説が『御覧魏志』が『宋書』に影響したと推定でき『南齊書』に影響を与えたとみるのに対し、坂元説と和田・石原説はそれを考慮しないことである。第二点は、和田・石原説が『宋書』の『南齊書』への影響を考えるのに対し、坂元説と三木説はそれを考えない点である。第二点は『南齊書』の性格と大きく関連するので、その検討を後の(四)にまわして、まず第一点から検討したい。和田・石原説、坂元説ともに確たる論拠をあげておられないので、三木説の論拠の検討によってこの問題を考えてみたい。

三木氏は 『魏略』・『御覧魏志』・『魏志』・『後漢書』・『宋書』・『南齊書』・『梁書』・『晋書』・

『隋書』・『北史』・『南史』の各倭伝全文の対照表を作製し、その比較検討から結論を導いておられる。『御覧魏志』の『宋書』『南齊書』への影響の分析は、その冒頭（書き出し）部分の対比が資料となっているので、三木氏にならって『宋書』・『南齊書』を含めてそれ以前の中国史書各倭伝の冒頭部分の対応表を作製しておこう。

史料\記号	①	②	③	④	⑤
魏 略 (1)	倭	在帶方東南大海中	依山島為国		
御覧魏志 (2)	倭国	在帶方東南大海中	依山島為旧国		
魏 志 (3)	倭人	在帶方東南大海之中	依山島為国邑		
後漢書 (4)	倭	在韓東南大海中	依山島為居		
宋 書 (5)	倭国	在高麗東南大海中	(なし)	世修貢職	
南齊書 (6)	倭国	在帶方東南大海島中	(なし)		漢末以来立女王。土俗已見前史

三木氏は『宋書』倭伝全文を21項目に細分され、『御覧魏志』とは1項目が一致し、2項目が不明、18項目が初出の内容であるとされた。上表の(5)―①と(2)―①が一致、(5)―②と(5)―④が不明項目である。『南齊書』については4項目に細分、『御覧魏志』と一致するもの1項目、『御覧魏志』に近い表現1項目、不明1項目、初出の内容1項目に分類された。上表の(6)―①と(2)―①が一致、(6)―②と(2)―②が近い表現、(6)―⑤が不明項目である。三木氏はさらに『宋書』については(5)―②が構文上前史と共通している以上、そのいずれかが参考にされたことは疑えないから、『御覧魏志』をあげるのが妥当とされる。また『南齊書』については不明の(6)―⑤が「土俗已見前史」とする以上、前史を参照しており『御覧魏志』と一致項目があるからそれを参照したとされる。

以上の三木説の紹介によってわかるように、三木説の根拠は「倭国」の「国」1字の一致にあるのである。これについては後の(三)および(四)に史料を掲げるが、『宋書』・『南齊書』ともに東夷諸国の書き出しは「高句麗国」のように「——国」と書き出す書例であることをみれば、これをもって『御覧魏志』の影響とみることはできないといえる。さらに一例より積極的な反例をあげておこう。史料は『梁職貢図』所載の倭国使の記載である。

『梁職貢図』は1960年金維諾氏がその模写の残巻を公表され、宋代の熙寧10(1077)年の模写であることを証された。<sup>12)</sup>さらに榎一雄氏は『梁職貢図』の原本は蕭繹が刺史として荊州在任中の526年から539年に作製したと推定しておられる。<sup>13)</sup>この推定に従えば『宋書』の約50年後、『南齊書』とほぼ同時期の成立とみることができ、この史料系統を明らかにできれば少なくともその時点で参照しえた「倭国」に関する情報源を判定しうるであろう。上表と一致する部分もあるが、繁を厭わず『梁職貢図』と『魏略』・『御覧魏志』・『魏志』・『後漢書』の対応表を作って、この問題を考えてみたい。<sup>14)</sup>なお『梁職貢図』のみを原文の記述順とし、<sup>15)</sup>他は対応項目を適宜ぬき出したものであることを断っておきたい。



“倭の五王”の“倭”について

史料名\記号	①	②	③	④	⑤
梁職貢図 (7)	倭国	在帶方東南大海中	依山島居	自帶方循海水	乍南下東
魏略 (A)	倭	在帶方東南大海中	依山島為国	從帶方至倭循海岸水行	曆韓國
御覽魏志 (B)	倭国	在帶方東南大海中	依山島為旧国	從帶方至倭循海岸水行	歷韓國從乍南乍東
魏志 (C)	倭人	在帶方東南大海之中	依山島為国邑	從郡至倭循海岸水行	歷韓國乍南乍東
後漢書 (D)	倭	在韓東南大海中	依山島為居	(なし)	(なし)

⑥	⑦	⑧	⑨	
对其北岸 (なし)	歷三十余国 (なし)	可万余里 自帶方至女国万二千余里	倭王所□ (なし)	大□在会稽 (なし)
到其北岸	今使訳所通其三十国	自帶方至女国万二千余里	至邪馬台国戸七万女王之所都	(なし)
到其北岸 (なし)	今使訳所通三十国 使訳通於漢者三十許国	自郡至女王国万二千余里 楽浪郡徼去其万二千里	南至邪馬台国女王之所都 其大倭王居邪馬台国	計其道里当 其地大較在

⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
東	気暖地温 (なし)	出真珠青玉 (なし)	無牛馬虎豹羊鶻 (なし)	□□□□面文身 其俗男子皆黥而文	以木綿帖首 (なし)
在会稽東冶之東	倭地温暖	出真珠青玉	其地無牛馬虎豹羊鶻	其俗男子無大小皆黥面文身	(なし)
会稽東冶之東	土気温暖	出白珠青玉	無牛馬虎豹羊鶻	男子無大小皆黥面文身 男子皆黥面文身	其風俗不淫 (なし)

⑮	⑯
男子皆露紒以木繖招頭	衣横幅無縫但結 (なし) (なし) 其衣横幅但結束相連略無縫 其男衣皆横幅結束相連

上表の(7)と(A)・(B)・(C)・(D)の関係を一覧表に整理すると、下表がえられる。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
(7)と同一	(B)	(A) (B)							
(7)と類似 対応なし	(A) (C) (D)	(C) (D)	(A) (B) (C) (D)	(A) (B) (C) (D)	(A) (B) (C) (D)	(B) (C) (A) (D)	(B) (C) (D) (A)	(A) (B) (C) (D)	(B) (C) (D) (A)

⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	(A) 数	(B) 数	(C) 数	(D) 数
		(C)	(C) (D)				1	2	2	1
(C) (D)	(C) (D)	(D)		(A) (B) (C) (D)	(C)	(C) (D)	6	8	14	11
(A) (B)	(A) (B)	(A) (B)	(A) (B)		(A) (B) (D)	(A) (B)	9	6	0	4

この対照表を見れば明らかのごとく、対応項目がその全体にわたるのは現行『魏志』のみで、『御覧魏志』は6項目にわたり記述を欠くから、『梁職貢図』の情報源は現行『魏志』であると結論しうる。もちろんたとえば(7)―②と(A)―②・(B)―②の一致、(7)―③の「居」と(D)―③の「居」の一致、(7)―⑦の「余」と(D)―⑦の「許」の一致、(7)―⑨の「倭王」と(D)―⑨の「大倭王」の強い類似などからみれば(A)(B)(D)を参照しなかったと結論することは不可能であろう。ただ対応項目を4以上欠く(A)(B)(D)を『梁職貢図』の主たる情報源とは推定できないことを述べたかったにすぎないのである。主たる情報源を現行『魏志』によりながらも、「倭国在帯方東南大海中」と『御覧魏志』と同一表現を取る場合もあるわけで、「国」字の一致と「之」字の脱落のみを根拠に『宋書』・『南齊書』への『御覧魏志』の影響を云々するのは明らかに行きすぎであろう。あるいは別の意味で過言になるかもしれないが、『梁職貢図』が現行『魏志』を主たる情報源としたことが判明した以上、6世紀中葉に流布した現行『魏志』原本のある種のものには「倭国在帯方東南大海中」と記されていた可能性さえも考えられるのではなからうか。

以上の検討によって、少なくとも『宋書』と『南齊書』が参照しえた前史は特定できるものではないことがわかった。次に『宋書』の記載そのものの分析からより詳しくこの事情について考えてみよう。

### (三)

まず『宋書』を扱う際の留意点を知るために、『宋書』の成立事情等についてみておきたい。桂五十郎氏の『漢籍解題』によれば『宋書』は「(宋)の時、何承天、山謙之、蘇宝生、各々命を奉じて宋史を編す、徐爰之を勅して一書と成せり、沈約(齊)の武帝の命を受け(皇朝)此書を撰する、年を閲するに僅に一年にして為れり、是蓋し彼徐爰の作を剽窃したる者、大半を過ぐるを以てなり」とある。また森三樹三郎氏は『アジア歴史辞典』の「宋書」の項に「沈約がこの書を撰したのは、南朝齊の武帝の世で、487(永明5)年に筆をとり、翌年完成した。その間、わずかに1年で、このような短期間に書かれた正史は、他にその例がない。自序によると、沈約の前に何承天、山謙之、蘇宝生、徐爰らがあいついで〈宋書〉の撰述にしたがったが、最後の徐爰の〈宋書〉が大明末年(464)で終わっていたのを、沈約が479(昇明3)年宋の滅亡まで書きたし、かつ幾分の訂正を加えた程度にすぎなかったようである。現在の〈宋書〉は<sup>○中</sup>略 合わせて100巻となっているが、これは自序に<sup>○中</sup>略 合わせて70巻と述べているのと一致しない。おそらく後人の改編や増減があったものと思われる。<sup>○中</sup>略 一般に六朝の正史は、当時の文人貴族の手になったものであるが、沈約の〈宋書〉もその例外ではなく、そのため歴史の現実に対する感覚に欠けるものがあつたのであろう。さらに本紀や列伝については、特定の人物についてその悪事を隠したことが指摘される。<sup>○中</sup>略 また〈宋書〉の列伝は、その人物の官歴を列挙することに主力をそそぎ、生きた内容に乏しいうらみがあり、無味乾燥の感をいだかせる。

“倭の五王”の“倭”について

これは〈宋書〉が速成の書で、その史料を熟成させる余裕がなかった結果であろう<sup>17)</sup>と述べておられる。

『宋書』は速成の書で、大明末から宋滅亡までは沈約の撰とできるが、それ以前はどれほど沈約の手が加えられたか不明である。また後人の改補増減もあり、沈約自身の現実的な歴史感覚に疑問もある。以上の諸点を留意しておく必要があるといえよう。

後人の改補増減については湯浅幸孫氏は、仁宋朝の「崇文目録」・南宋の陳振孫の「直齋書録解題」・嘉祐末の鄭穆の校語（『宋書』趙倫之伝）・司馬光の「通鑑考異」・『宋書』張邵伝と張暢伝・張敷伝の重複などから論じられ、北宋朝にすでに散失が多く後人の補綴のかなりあることを結論された<sup>18)</sup>。最大の留意点とすべきであろう。

さて、『宋書』倭伝が前史書を参照したであろうことは上述のとおりであるが、『宋書』倭伝にはもうひとつ大きな特色がある。それは(5)にみた冒頭部の④につづく記述は「高祖永初二年。詔曰」と、(5)一①・②・④の計14字のみが宋代以前の記述で、15字目以降は宋代の記述となっていることである。『魏志』・『後漢書』・『南齊書』・『梁書』の各倭伝が当該王朝の年次を記すまでに費する字数と全字数の割合を、『宋書』の場合と対比したのが下表である。

	『魏 志』	『後 漢 書』	『宋 書』	『南 齊 書』	『梁 書』
用字/全字数	1384/2000	378/677	14/565	24/65	546/612
同 上 %	69.1%	55.8%	2.5%	36.9%	89.2%

『宋書』の2.5%がいかにかわ立った数値かが見て取れるであろう。各史書が当該王朝年次を記すまでに費す字数は、『魏志』の場合が典型的であるが、地理的位置・風俗・前代までの交渉記事である。『宋書』倭伝はこれらに全く注目していないわけであるが、これが倭伝のみの特色ではないことを高句麗伝を例にとり同様に表示してみよう（百濟伝は『宋書』にはじめて独立の伝となり、かつ『南齊書』の冒頭を欠くので比較しえない）。

	『魏 志』	『後 漢 書』	『宋 書』	『南 齊 書』	『梁 書』
用字/全字数	1296/1352	444/1428	61/643	(49/394以上)	1229/1383
同 上 %	95.9%	31.1%	9.5%	(12.4%以下)	88.9%

ここでもやはり『宋書』は小さな数値を示している。『宋書』百濟伝については次掲の対応表末尾に示すごとく15.8%とやはり低い数値である。つまり『宋書』の東夷三国は他史書（『南齊書』を除く）にみられる風俗記事を欠くためにこのような特色を示すのであるが、より詳しい事情を知るために『宋書』の東夷三国の冒頭部（宋の年次記事初出を含む記載）の対応表を作りたい。

	①	②
高句麗伝 百 济 伝 倭 伝	東夷高句麗国 百济国 倭国	全治漢之遼東郡 本与高驪俱在遼東之東千余里。其後高驪略有遼東。百济略有遼西。百济所治。 在高驪東南大海中

	③
謂之晋平郡晋平県	高句驪王高璉。晋安帝義熙九年。遣長史高翼奉表獻赭白馬。以璉為使持節都督營州諸軍 義熙十二年。以百济王余映為使持節都督百济諸軍事鎮東將軍百济王 世修貢職

	④
事征東將軍高句驪王染浪公	高祖踐祚。詔曰。使持節都督營州諸軍事征東將軍高句驪王染浪公璉。使持節督 高祖踐祚。進号鎮東大將軍 高祖永初二年。詔曰。倭讚万里修貢。遠誠宜甄。可賜除授

百济諸軍事鎮東將軍百济王映。並執義海外。遠修貢職。惟新告始。宜荷国休。璉可征東大將軍。映可鎮東大

	①②③ 字数/全字数=%
將軍。持節都督王公如故	61/643= 9.5% 71/450=15.8% 14/565= 2.5%

上の対応表を一見してまず気付くのは、風俗が1字も記されていないことである。次に位置の記載②にも特色があるが、これは後に述べることにしたい。前王朝との交渉記事③については、高句麗王・百济王に爵号が与えられた時点は明確に記しているもののそれ以外の交渉については全く触れていない点に特色がある。「倭」については池田温<sup>19)</sup>氏や坂元義種<sup>20)</sup>氏の論及があるごとく、『太平御覧』巻981所引の『義熙起居注』に「倭国」の献物記事があるから、『宋書』倭伝編者はその交渉時点を明確にしえたにもかかわらず、「世修貢職」ですませている。これは『宋書』東夷三国伝の編者が各王の爵号以外に興味のなかったことを示している。それにもかかわらず宋伝④の「可賜除授」の後に爵号を記さないのは、あるいは將軍号を欠いた単なる「倭国王」程度のものであったためとも考えられる。さらに高句麗伝④に明らかなことは宋朝成立当初に東夷として宋朝官人に認識されていたのは高句麗と百济のみで、「倭」はその眼中になかったことも付言しておきたい。

こう考えるとき、検討し残した②の記述は重要な意味をもつことになる。従来百済伝②の記事は、いわゆる百済の遼西経営という形でしか問題にされなかったように思えるが、百済伝が『宋書』に始めて独立の伝となったことを重視し、先入観なしに百済伝②の記事を読めば百済は朝鮮半島の国ではなく、遼河の東に位置する高句麗と対になった西に位置する国であることになる。『魏志』韓伝に「伯済国」、『後漢書』韓伝に「伯済是其一国焉」と特記された「伯済」を『宋書』百済伝編者が知らなかった筈はないのに、百済伝②の文言そのものからは「百済」が「韓」の一国であったことを示す痕跡は全く認められない。すでに述べたように『宋書』東夷三国の編者は、各国王の爵号に強い関心を示しても各国の前王朝との一々の交渉に興味がないのと同様、現在の各国の位置を記しはするが前代までの位置からの移動に関心がないといえよう。これは高句麗伝②と百済伝②を対比すれば一層鮮明となる。本来百済伝②の冒頭の「本与高麗俱在遼東之東千余里」という記述は、高句麗伝②にあるべき筈のものである。

なぜなら『魏志』高句麗伝冒頭は

高句麗。在遼東之東千里。南与朝鮮濊貊。東与沃沮。北与夫余接。

『後漢書』高句麗伝冒頭も

高句麗。在遼東之東千里。南与朝鮮濊貊。東与沃沮。北与夫余接。

と同一表現で、『宋書』に初めて「全治漠之遼東郡」と記されたのであるから、前代からの移動は記されて当然なのに、これが無視されているのである。百済伝にこの移動が示されているのは、くりかえし触れたように『宋書』に初めて百済伝が独立の伝となったため、もし『魏志』・『後漢書』に百済伝があれば『宋書』は高句麗にならっておそらく「全治漠之遼西郡」程度の記述ですませたにちがいない。さらに百済伝②の記述にはもう一点特色をあげることができる。それは百済・高句麗の「本」の場所の記述に、『魏志』・『後漢書』高句麗伝の記述をほとんどそのまま利用し、わずかに「余」を付加したにすぎない点である。『宋書』百済伝の編者が『魏志』・『後漢書』韓伝の「伯済」に全くふれないにもかかわらず、また『魏志』・『後漢書』の高句麗伝に百済との共存を示唆する記述が全くないにもかかわらず、百済伝②のように記したのは『宋書』百済伝編者が自己の得た情報のみに依拠しつつも、それを表現するには前史書の表現に準拠したことを物語るものである。

ひるがえって倭伝②の記述についてみるならば、「東南大海中」の表現は前史書に準拠したものとすることができよう。しかし重大なことは前史書が例外なく記した「依山島为国（邑・居）」が除かれていることである。『宋書』百済伝の場合と同様に考えれば、『宋書』倭伝編者の得た情報には「倭」が「山島」であるという情報が欠けていたためであるとせざるをえない。遼東に位置する高句麗の東南といえば日本列島もその一部ではあろうが、朝鮮半島もまたその範囲に含まれることは明らかであろう。

『魏志』の記す東夷諸国は夫余・高句麗・東沃沮・挹婁・濊・韓・倭と一応正しい地理・地

域観によっており、『後漢書』も夫余国・挹婁・高句麗・東沃沮・濊・韓・倭とそれをうけついでいるのに比すれば、『宋書』の東夷は高句麗国・百済国・倭国の三国のみである。しかも宋朝成立当初眼中にあったのは遼河の東・西に位置する高句麗と百済のみであったとすれば、宋代官人の描いた東夷世界はどこまで現実世界を反映していたか極めて疑わしい。したがって「倭王」済が元嘉28(451)年に「使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事」を加えられたからといって、日本列島支配者の朝鮮半島南部への軍事支配権が承認されたとする通説には強い疑問を持たざるをえない。少なくとも『宋書』倭伝②の記載によるかぎり、この六国を日本列島と朝鮮半島にふりわけるとは不可能事であろう。

(四)

次に『南齊書』倭伝の分析に移るが、これについてもその成立と性格をみておきたい。桂五十郎氏は「(齊)の世、檀超、王儉、江淹各々撰著する所ありたるも未だ全からず、子顯は超淹二人の本を主として集大成せし者此書なり、之を武帝に献ず、武帝詔して秘閣に付せり、子顯の本伝には六十巻とありて、今本五十九巻なるは自序未だ成らず、為に一卷を闕しなり、(宋)英宗の治平中、曾鞏之を校讐して上れり、(清)に至り、趙翼は称して曰く『宋書に比して較々簡浄たり、孝義伝は類叙法を用ふ、尤も法を得たり、褚淵、王晏、蕭詵、蕭坦之伝の如き同一用意、一議を着けず、而して其人品自ら見はる、亦良史なり』と、洵に然り、且つ其事蹟の如きも亦散簡ならず、後人又之を称せり<sup>22)</sup>と述べておられる。守屋美都雄氏は『アジア歴史辞典』の「南齊書」の項に「〈梁書〉および〈南史〉の蕭子顯伝には60巻とあるが、〈史通〉には59巻とある。おそらくは、初めその書の末尾にあった蕭子顯の叙伝が欠逸したのであろう。現行本は8紀、11志、40列伝よりなっている。なおこの書には、叙伝以外にも残欠があるらしい。高逸・孝義らの伝に序があるのに、文学伝にそれがみえないのはその例である。本書は江淹・檀超<sup>(45)</sup>らの〈齊史〉にもとづいたというが、蕭子顯の考えも多くもりこまれている。○<sup>中略</sup>また瑣事を綴って紀伝にそむき、列伝は冗雑をきわめるなど欠点もあるが、反面、事を直書して隠さず、是非の公正を失わない点はすぐれている。唐の李延寿が南北史を撰してのち、この書を誦習するものが少なくなったが、この書の譌脱は多くそのことに由来すると思われる<sup>23)</sup>」とされた。

『南齊書』の原典は江淹・檀超らの齊史であるが蕭子顯の手がかなり加えられていること、『南史』の成立により誦習者が少なくなり譌脱の出現したことに留意しておく必要がある。『南齊書』の東夷は、高句麗・百済・倭の三国に新たに加羅国が加わり、四国となっている。この点では『宋書』の東夷観が少しは改善されたとみることもできようが、加羅伝は全文52文字・倭伝は全文65文字で合計しても『宋書』倭伝の2割程度にすぎず、情報量はむしろ減少したとみることもさえてできる。さらに『南齊書』高句麗伝は後半を欠き、百済伝は前半を欠いて、『南

“倭の五王”の“倭”について

『南齊書』の分析を困難にしている。こうした欠陥はあるが、『南齊書』の高句麗・加羅・倭の冒頭部（齊の年次の初出を含む記載）の対応表をつくって検討してみたい。

	①	②	③	④
高句麗伝 加羅伝 倭伝	東夷高麗国 加羅国 倭国	西与魏虜接界。  在帶方東南大海島中	三韓種也。 漢末以来立女王。土俗已見前史	宋末。高麗王染浪公高璉。
				⑤
為使持節散騎常侍都督營平二州諸軍事車騎大將軍開府儀同三司				太祖建元元年。進号驃騎大將軍。 建元元年。国王荷知快來獻。詔曰。量広始 建元元年。進新除使持節都督倭新羅任那加
				①～④字数/全字数=%
登。遠夷洽化。加羅王荷知。款閔海外。奉贄東遯。可授輔国將軍本国王 羅秦韓六国諸軍事安東大將軍倭王武。号为鎮東大將軍。				49/394以上=12.4%以下 7/ 52 =13.5% 24/ 65 =36.9%

各伝の②の記述をみると、高句麗伝には『宋書』に採用されなかった「西——接界」の表現がみえ、加羅伝は位置の記載を欠き、倭伝は『後漢書』などと同様の表記である。前項にすでに引用したごとく『魏志』『後漢書』の高句麗伝は「在遼東之東千里。南与朝鮮濊貊。東与沃沮。北与夫余接」とするからこれに類似しているようであるが、北・南・東の「接界」の状況を欠き、全く不正確である。しかも高句麗の場合は「魏虜」すなわち齊朝と同時代の国名表示を使用するのに、倭の場合には「帶方」とはるか過去の郡名を使用している。加羅の場合が典形のように、東夷諸国の地理的位置の認識が『南齊書』東夷の編者には欠けていたことを示している。加羅伝③に「三韓種也」と記しながら、『南齊書』加羅伝の編者が「三韓」に全くふれていないことは編者の東夷世界への無関心を物語るものであろう。

倭伝③の「土俗已見前史」は、これが『南齊書』成立当時から存在した本文とすれば、奇妙なものである。「前史」の補助をえなければ理解できない「伝」をもつ史書など、ありうるのであろうか。またこれを後人の補とすることも、高句麗伝・加羅伝に「土俗」の記載のない以上無理であろう。そうすればやはり原文にあったとざるをえないのであるが、蕭子顯は『南齊書』以外にも『後漢書』を編纂しているから、「前史」が彼の『後漢書』を指すものと解すれば幾分かは奇妙さはやわらぐ。加羅伝③の「三韓種也」も同様に考えれば、「三韓」の説明のないことも何とか納得しうる。もともと『南齊書』加羅伝・倭伝は上表がその全文であるからきわめて短文であり、かつ加羅からの使者は建元元年の一度限り、倭からの使者は坂元義種氏

によれば南齊朝には派遣されていない<sup>24)</sup>というから、絶対的な情報量も不足していたと思われる。それに加えて上述のように考えられるとすれば、倭の位置を「在帶方東南大海島中」と日本列島に比定しうる記述で示したのは、齊代の知識によるものではなく、『後漢書』編纂の過程で彼のえた知識によるものと結論することができよう。

次に(二)で検討を残した『宋書』と『南齊書』の関係を考えてみたい。(三)に掲げた『宋書』対応表の高句麗伝③と百濟伝③に明らかなように、『宋書』は前王朝の除爵の時点を手号で明示する書例である。『南齊書』は高句麗伝④に明らかなように「宋末」と前王朝末時点での爵号を示す書例であり、両者は一致しない。おそらく『南齊書』高句麗伝④の原資料は、『宋書』高句麗伝④が引用しているような詔書の類で、これにより「宋末」時点の高句麗王の爵号を知りえたのであろう。

『南齊書』倭伝⑤の「進新除」については、すでに坂元氏が紹介された伊藤武氏の見解がある。「『新除』とは被任命者が当該除授を拝受するまでの間、右の未拝受の事実を表示するため、当該職号の上に加えた官制上の呼称<sup>25)</sup>」と述べておられる。倭伝⑤の「建元元年」は南齊朝の成立年次であるから、常軌的には「新除」は南齊朝の除授にかかわるものであろう。しかし坂元氏は倭王武への昇明二年の除授は南齊朝の創始者蕭道成によるものと推定しておられる<sup>26)</sup>ので、「新除」は必ずしも南齊朝の除授にかかわるものとみる必要がないのかもしれない。もし『南齊書』の倭伝の編者が『宋書』倭伝を参照したとすれば、『南齊書』高句麗伝④と⑤にならって、「宋末。倭王武。為使持節都督倭新羅任那加羅秦韓(慕韓)六国諸軍事安東大將軍(＝④)、「建元元年。進号鎮東大將軍(＝⑤)とштейたであろう。こう記さなかった理由は『南齊書』倭伝編者が倭王武へ与えられた進号の詔書のみによって⑤の記事を作製したためであろう。

さらに『南齊書』倭伝③の「前史」は本項のように理解しないとすれば、『宋書』を含むが『宋書』に「土俗」の記事はないことはすでにみたとおりである。以上の三点によって『宋書』と『南齊書』は史料系統を異にするとみる三木説・坂元説が正しいといえよう。したがって『宋書』倭伝の「在帶方東南大海中」と『南齊書』倭伝の「在帶方東南大海島中」の記事は、相互補完的な位置にあるのではなく別系統のものであるといえることができる。

加えて『南齊書』の東夷についてもう一点をみておくと、上表の高句麗伝⑤の「太祖建元元年」の高句麗王の驃騎大將軍への進号は、『南齊書』本紀では建元二年四月丙寅のことである。これについては坂元氏は「高璉の場合は、中国南朝の臣属国の百濟王を殺害し、百濟の朝貢を途絶させた責めによって、南齊朝成立時の進号が許されなかったのではあるまいか」と述べておられるが、従うべき見解であり建元二年が正しい時点であろう。それを高句麗伝が建元元年としたのは、加羅伝・倭伝の建元元年にひきづられてのことであろう。もしこの推測が正しければ、既述の倭王武の「進新除」は逆に高句麗伝の書例にならって④と⑤に分けて記されるべきであつたことを補強するものであろう。



いずれにせよ『南齊書』倭伝は「倭の五王」の「倭」についての史料としては二次的なものであり、『宋書』倭伝がこの問題を考える唯一の手掛りであることだけは確かめられたのである。

(五)

『宋書』編者の東夷世界観が混乱していることはすでに述べたが、そのなかでも「倭」についてこの混乱をもたらしたであろう理由を考えてみたい。もちろん宋代に「倭」に関する情報があつたかについてはその全体を推測することは不可能であるが、『宋書』倭伝の「倭王武の上表文」からその断片を推測してみたい。

「武の上表文」を扱う際の留意点としては、井上薫氏が王名比定の問題にからめて「日中外交において日本の天皇や使節の名が日本の文書に記されたままが中国史書に伝えられているのか、日本人の名を日本側で帰化人が中国流に書きかえ、使節はその文書を携行したのか、それとも、日本人の名をそのまま記した文書を携行するが、中国側でその名を中国流に改め、それが中国史書に記されるのか、考えてみなければならない<sup>28)</sup>」と述べられた。井上氏は文言上は人名について述べておられるが、「武の上表文」の場合には勿論その全体について考えておかねばならないことである。

この点についてはすでに末松保和氏は「倭王武の上表文は、たとえそれが帰化漢人などの筆に成つたものとするも、実質的には正しく倭王武のものである<sup>29)</sup>」と述べておられる。最近の業績では坂元義種氏による『宋書』所載の西南夷諸国王の上表文、『魏書』百濟伝の百濟王余慶の上表文との比較検討があるが、坂元氏は慎重に判断をひかえておられる。湯浅幸孫氏は「この上表文は倭人が書いたのではなく、宋の鴻臚の属官が倭国使者の口上を聴いて文章にまとめたのであろう。史書に収める際、さらに潤色<sup>30)</sup>が加えられたかも知れぬ<sup>31)</sup>」と述べられた。坂元氏の業績が一定の結論を導きだせない以上、「武の上表文」の製作主体を一つに仮定することは無理であるから、さまざまな場合を考慮しつつ分析してゆく必要がある。

まず「武の上表文」で問題としたいのは次の部分である。

(8)道遙百濟。裝治船舫。而句驪無道。凶欲見吞。掠抄辺隸。虔劉不已。每致稽滯。以失良風。雖曰進路。或通或不。臣亡考濟。実忿寇讐。壅塞天路。控弦百万。義声感激。方欲大舉。

「武の上表文」が漢籍からの借用による潤色をうけていることは、菅政友氏らの指摘するところである。菅氏は(8)の「掠抄辺隸。虔劉不已」を『左伝』成公13年の「虔劉我辺陲」からの潤色と指摘された<sup>32)</sup>。さらに志水正司氏は「無道」(『左伝』文公16年)、「寇讐」(同・僖公5年)、「壅塞」(同・昭公元年)を指摘された<sup>33)</sup>。これらの部分を潤色として削除しても、(8)の大意にそう変化はない。さらに倭使の口上を宋の官人が文章にしたとしても、倭で文章を作製したとしてもこの部分の意味に大差はないであろう。

また(8)の2字目の「遙」の字を菅氏は『南史』によって「逕」と改むべきであるとされ、湯浅氏は加えて『通典』辺防条をあげ「逕」とすべきであるとされた。従うべきであろうが、諸氏の研究は「遙」のままなので、「遙」のままにしておきたい。(8)の32・33字目の「良風」は湯浅氏は漢籍では「良い風俗」の意味であるから、「良風」すなわち東北風に改めるべきであるとされた。これについては坂元氏が「〔わが祖先が代々、使者を派遣して朝貢した〕良風をつぐことができないでおります<sup>34)</sup>」と理解されたように、「良風」のままでは支えなからう。

さて(8)で最も問題となるのは冒頭の「道遙百済。装治船舫」の読みと意味である。和田清・石原道博氏は「道百済を遙<sup>へ</sup>て、船舫<sup>もやいぶね</sup>を装治<sup>35)</sup>す」とされ、石原氏は「道は百済をへて、船舫<sup>ぼう</sup>(もやいぶね)を装治<sup>36)</sup>した」と訳された。読みは不明であるが藤間生大氏は「百済を経て船を装備<sup>37)</sup>し」とされた。坂元氏は「道、百済<sup>はる</sup>に遙<sup>はる</sup>けくして船舫<sup>せんぼう</sup>を装<sup>38)</sup>ひ治<sup>はる</sup>む」とされ、「宋朝への朝貢路に当たたる百済を侵寇して倭の朝貢を妨げてしまった」と述べられた。読みは少々異なっても、百済を経由して宋に遣使したと理解する点では一致している。

もし(8)を「倭」で作製したものとすれば、百済を経由し船舫を装治したと記せば、それを見た宋の官人にとっては百済までは船の必要のないつまり陸路できる位置に「倭」があるとの認識を与えたであろう。倭国使が述べたてた口上を宋の官人が文章化したとしても、あまり事態は変わらないであろう。すでに述べたように宋代官人は百済を遼西に位置すると認識しているのだから、たとえ倭国使が自国から船で出発し服属国百済でさらに船隊を整え朝貢すると述べたと仮定しても、宋代官人の脳裏には「倭」は遼西付近の国であるとしか認識されなかったことであろう。

また坂元氏は(8)の「臣亡考济」以下を掲げて「これは武の父の济が、高句麗が宋朝への朝貢路にたちふさがり、倭国の朝貢をさまたげるのを怒って高句麗征伐を計画したことをのべたものである<sup>40)</sup>」とされているが、この論が成立する前提は、「倭」がどうしても百済經由でなければ宋に朝貢できない場合に限られる。「倭」を日本列島とした場合、この前提は成立しえないであろう。倭国使の口上であれ、倭の作製したものであれ、「倭」は百済經由でなければ宋に朝貢できない位置にある国との認識を宋の官人に与える記述であるといえよう。

上に引用した坂元氏の理解はおそらく一般的なものであろうが、倭が高句麗を討とうとする理由として朝貢路の妨害のみをあげるだけで、果して宋朝の承認がえられると倭王武は考えていたのであろうか。百済王余慶の北魏への上表文は援助要請の理由として、高句麗の朝貢路妨害以外に高句麗の北魏への裏切りなど数多くの大義名分を付している。倭で作製した本来の上表文も同様に数多くの理由をあげていたが史書に採用される際に削除されたとか、倭国使がそうしたことを述べたてても宋の官人が文章化しなかったとか考えるよりもむしろ、(8)のみで何よりも完全に高句麗征討の理由となりえたともた方がよからう。そうだとすれば(8)を朝貢路の妨害という点からのみ理解すべきではないといえよう。(8)の「而句麗無道。図欲見吞」の「図

## “倭の五王”の“倭”について

欲見吞」を湯浅氏は「分りにくい語であるが、『欲を図り吞を見す<sup>しめ</sup>』の意か。貧欲にも百済を併吞する勢を示したことであろう<sup>42)</sup>」とされたが、代表的な理解であろう。しかしこう理解すれば既述のように朝貢路の妨害のみが唯一の理由となってしまうのである。この部分を「而るに句驪無道にして図りて欲し、吞まれんとす」と「見」を受身と理解すれば、上表文自体の影の主語は倭であるから「高句麗は無道にもいつも計画しねらっているので、倭は高句麗に併吞されそうである」と理解できる。したがって下文の「遼隸」は倭の遼隸＝百済ではなく、宋朝の遼隸＝倭のことと理解すべきであることとなる。つまり(8)は高句麗に直接被害を受け併吞されそうな「倭国」の窮状を訴えるのが主眼であり、そうした「寇讐」と「壅塞天路」が挙兵しようとする理由と解すべきものといえよう。百済に対する救援戦などではなく、「倭国」の存亡をかけた戦いなのである。この「倭国」を果して日本列島と理解しうるのであろうか。

次に「武の上表文」について他の部分のみをみておきたい。

(9)封国偏遠。作藩于外。自昔祖禰。躬擐甲冑。跋涉山川。不遑寧処。東征毛人五十五国。西服衆夷六十六国。渡平海北九十五国。王道融泰。廓土遐畿。

湯浅氏は「武の上表文」の冒頭のこの部分から(8)の直前までの部分を倭王讃の上表文とみておられる。湯浅説の根拠は『冊封元龜』963 外臣部にこれを倭王讃の上表文としていることにある<sup>43)</sup>。坂元氏は湯浅説に反対しておられるが、理由は明示され<sup>44)</sup>ない。当面拙稿では武のものか讃のものかはあまり関係がないが、ただ湯浅氏が(8)直前の「驅率所統。婦崇天極」と(8)冒頭の「逍遙百濟」の続き方がまことに唐突であるとされることには賛成できない。「逍遙百濟。装治船舫」は「天極」に「婦崇」する具体的方法を述べていると理解すれば、前後を一連のものとしてみることができるからである。『宋書』のこの部分が散佚し『南史』から補ったとする決定的な証拠のないかぎり、やはり「武の上表文」とみる方が妥当であろう。

(9)の字句の漢籍との関係については志水氏は、「躬擐甲冑。跋涉山川」(『左伝』成公13年)、「跋涉山川」(『同』襄公28年)、「不遑寧処」(『毛詩』召南、殷其雷序)をあげられ、「潤色部分にどれだけ史実がふまえられているかはすこぶる疑問<sup>45)</sup>」とされた。

また井上秀雄氏は(9)の「東征毛人五十五国。西服衆夷六十六国。渡平海北九十九国」を王都を中心とした東西北で、とくに海北の記載からは倭の王都を畿内諸地域に比定できないとして、いわゆる九州王朝の論拠とされた<sup>46)</sup>。古田武彦氏もほぼ同趣旨である<sup>47)</sup>。これに対し武田幸男氏は九州の西に六十六国をいれる余地を求めえないことなどから反対しておられる<sup>48)</sup>。いずれにせよ諸氏は東西北を倭の王都を中心とした方位記述とみておられる点では一致している。しかし「躬擐甲冑。跋涉山川。不遑寧処」がいかに潤色記事であるとはいえ、事実が皆無であれば潤色の必要はないのであるから、その背後には若干の史実があるとは考えられないのであろうか。つまり倭の王都なるものは一定地域に固定して考える以外の考え方はできないのであろうか。倭を日本列島と仮定すれば、倭の王都なるものが一定地域に固定するのは早くとも天武朝(七

世紀後半) なのではなからうか。倭の王都の移動性を考慮にいれば、「倭王」某を中心とした一握りの王権の移動性は充分考慮すべきで、まさに「不遑寧処」の状況はありえたのではなからうか。そうすれば「渡平海北九十五国」に終る征服戦を戦った王権は、海北九十五国を「渡平」するために移動していったのであって、その後の移動が示されていない以上、その後も「海北」に留まっているとみるべきであろう(もちろんこれらのことは「自昔祖禰」の伝承であって、日本列島の政権の南部朝鮮支配を述べたものでも、王権が日本人によって構成されたことを示すものでもない)。「倭」を日本列島と仮定してみれば、「海北」は朝鮮半島を指すであろうし、「倭」を朝鮮半島の一国とみても、その東西岸ぞいに海路で北方へ侵攻したとみれば「海北」の理解はできよう。以上のように(9)からも「倭」が日本列島を指す証明はえられないのである。

ひるがえって考えてみれば、『魏略』・『魏志』・『晋起居注』・『義熙起居注』など宋代以前の資料に基づいて、宋朝官人に「倭」が日本列島を指すという知識があったと仮定しても、倭王珍が「使持節都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六国諸軍事安東大將軍倭国王」を自称し「表求除正」したことは、かえって「倭」の地理的位置についての知識を動揺させる原因となったともいえよう。まして「武の上表文」を知りえた宋末の宋朝官人にとっては一層であろう。さらに『宋書』倭伝自体の分析の結果は上述の仮定にとどまらず、くりかえし示唆してきたように「倭」そのものが朝鮮半島南部の一国であった仮説をも成立させるものであることを記して、まとめに代えたい。

註

- 1) 笠井倭人『研究史・倭の五王』(1973年1月)
- 2) 鈴木靖民『古代国家史研究の歩み・邪馬台国から大和政権まで』(1980年8月)
- 3) 笠井倭人 1) p. 238.
- 4) 坂元義種『古代東アジアの日本と朝鮮』(1978年12月)
- 5) 坂元義種『倭の五王・空白の五世紀』(1981年9月)
- 6) 坂元義種「五王の世紀」(上田正昭編『日本史(i) 古代』1977年1月)・「東アジアの世界——中国文献よりみた古代日本の探求——」(『日本史の謎と発見(一)』1978年8月)・「倭の五王の時代——東アジアと古代日本——」(歴史と人物89・1979年1月)・「倭王武とその時代」(歴史公論42・1979年5月)・『宋書』倭国伝の史料性格(上田正昭等編『ゼミナール日本古代史(下)』1980年1月)・「倭の五王の基礎的考察——大明四年の倭国史を中心に——」(季刊邪馬台国・1981年1月号)など。
- 7) 坂元義種 5) p. 3.
- 8) 川口勝康「倭の五王を再検討する」(別冊歴史読本 7-2・1982年4月) p. 115.
- 9) 和田 清・石原道博編『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』(1951年11月)
- 10) 坂元義種 4) p. 546.
- 11) 三木太郎『魏志倭人伝の世界』(1979年10月) p. 14 ならびに同「中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について」(北海道駒沢大学研究紀要13・1978年2月) p. 21。両者の系統図は若干異なるが、拙稿は前者によった。

“倭の五王”の“倭”について

- 12) 金 維諾「職貢図の年代と作者」(文物1960年第7期)
- 13) 榎 一雄「梁職貢図について」(東方学26・1963年7月)
- 14) 上田正昭「職貢図倭人の風俗」(風俗 3-4・1964年3月)に簡単な対比が行なわれており、「魏書」を主に参照したことが述べられている。
- 15) 上田正昭 14)を参照し坂元義種 5)のカラー口絵より読解した。
- 16) 桂五十郎『漢籍解題』(1905年8月) p. 74.
- 17) 森三樹三郎「宋書」(『アジア歴史辞典』5・1960年8月) p. 351~352.
- 18) 湯浅幸孫「倭国王武の上表文について」(史林 64-1・1981年1月)
- 19) 池田 温「義熙九年倭国献方物をめぐって」(『江上波夫教授古稀記念論集・歴史篇』1977年5月)
- 20) 坂元義種 5)
- 21) 金 痒基「百済の遼西経略について」(抄訳江畑武・朝鮮研究年報11・1969年11月)・金延鶴『百済と倭国』(1981年5月)など。
- 22) 桂五十郎 16) p. 76.
- 23) 守屋美都雄「南齊書」(『アジア歴史辞典』7・1961年5月) p. 216.
- 24) 坂元義種 4) p. 368 など。
- 25) 坂元義種 4) p. 382.
- 26) 坂元義種 4) p. 368.
- 27) 坂元義種『百済史の研究』(1978年7月) p. 163.
- 28) 井上 薫「応神朝の二、三の問題」(日本歴史学会編『歴史と人物』1964年11月) p. 75 / 本稿の原案は『井上薫教授退官記念論文集』(『日本古代の国家と宗教』上・下として吉川弘文館より既発刊)に応募すべく作製したものであるが、当時諸先学の論文を参照する余裕がなく完成に至らなかった。あえて成立事情を記し先生の御薫陶に感謝するとともにお詫びしたい。
- 29) 末松保和『日本上代史管見』(1963年12月) p. 158.
- 30) 坂元義種 6) 第四・五の論文。
- 31) 湯浅幸孫 18) p. 127.
- 32) 菅 政友「漢籍倭人考」(『菅政友全集』1907年11月) p. 348.
- 33) 志水正司「倭の五王に関する基礎的考察」(史学 39-2・1966年9月 / 原島礼二編『論集日本歴史 1・大和王権』1973年1月に再録)
- 34) 坂元義種 4) p. 462~463.
- 35) 和田 清・石原道博 9) p. 64.
- 36) 石原道博『訳註中国正史日本伝』(1975年8月) p. 26.
- 37) 藤間生大『倭の五王』(1968年7月), (1981年4月第13刷・p. 95)
- 38) 坂元義種 5) p. 282.
- 39) 坂元義種 6) 第五論文 p. 390.
- 40) 坂元義種 6) 第四論文 p. 63.
- 41) 『魏書』百済伝
- 42) 湯浅幸孫 18) p. 125.
- 43) 湯浅幸孫 18) p. 121~122.
- 44) 坂元義種 5) p. 123.
- 45) 志水正司 33) 再録 p. 31.
- 46) 井上秀雄『任那日本府と倭』(1973年1月) p. 336.
- 47) 古田武彦『失なわれた九州王朝』(1973年/1979年3月再刊)

48) 武田幸男「平西將軍・倭隋の解釈——五世紀の倭国政權にふれて——」(朝鮮學報 77・1975年10月)

補注) 本稿脱稿直前に井上秀雄「宋書倭国伝の再検討」(東アジアの古代文代32・1982年7月)を入手した。  
本稿にかかわる点は若干あるが、検討は後日を期したい。

追補) 鉄劍銘は「獲加多支鹵」と「大王」の間で区切り「今ワカタケルに至る。大王の寺…」と読み、「ワカタケル」は「大王」の名前ではなく「乎獲居臣」の血族の「吾」の名前とみるべきである。辛亥年は651年か711年と解される。別の機会に詳論したい。